

130万円の壁における健保組合での対応について

原則
昭和52年通知
令和2年事務連絡より(抜粋)

被扶養者の収入については、被扶養者の過去の収入、現時点の収入又は将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入を見込むものとし、年間収入が130万円未満(認定対象者が60歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあつては180万円未満)であつて、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満である場合は、原則として被扶養者に該当するものとするものとされています。

130万円の壁について
保保発0929第7号 より
(抜粋)

年収の見込みが130万円(180万)以上となる場合においても、直ちに被扶養者認定を取り消すのではなく、一時的な収入の増加がある場合には、これらに加えて、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨の事業主の証明を添付することで、迅速な認定を可能とするものとされています。
→つまり、労働契約等に変更がなく、人手不足等の影響により一時的に収入が増加し、結果として上記基準を上回ってしまった場合に保険者(健保組合)の判断により、被扶養者を継続できるものとされた制度になります。

よって健保組合では

- ・現在被扶養者の方
- ・新規に被扶養者申請をする方

・源泉徴収票等年間収入額がわかるもの
・事業主による証明書(一時的である旨の証明)
・労働契約書等(現在の契約で基準を上回っていないか確認できるもの)
その他、必要に応じ一時的かどうか確認できる書類をいただいで判断しております。
※この制度はあくまでパート従業員等の一時的な増加の場合に限り、自営業者は対象から外れる点にご留意ください。